

社会福祉法人 松阪市社会福祉協議会宅老所活動補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 虚弱・一人暮らし・家に閉じこもりがちになっている高齢者が、生きがい活動することにより、寝たきりや認知症を防ぐことを目的にして運営されている「宅老所」に対し、松阪市社会福祉協議会では補助金を提供します。

(補助金対象の経費)

第2条 補助金の対象は次のとおりで、この補助金の提供は1回限りです。

- (1) 参加者の茶菓子代や会食のための食材料などの経費
- (2) 場所提供や特別な労務提供者に対する謝礼、使用料、光熱水費及び「宅老所」を運営する場合に必要な消耗品（娯楽用品や手芸などの材料を含む）などです。

(補助金の申し込み)

第3条 補助金は、申請書（様式第1号）及び宅老所の計画書（様式第2号）を提出提出してください。

(補助金の条件)

第4条 補助金の提供には次のことが条件になります。

- (1) 宅老所の参加者は概ね60才以上の高齢者で4人以上10人程度であること
- (2) 参加者のうち、少なくとも1名は、現在、家に閉じこもりがちになっている高齢者であること
- (3) 月1回以上開催されること
- (4) 代表者が補助金の申請人となること

(補助金の額)

第5条 補助金は、宅老所運営の代表者宛に提供します。

- 2 補助金の額は登録者数によって決めます。
- 3 補助金の額は次のとおりです。

準備資金 15,000 円+活動費 1 人 125 円補助×登録者数×12 ヶ月

登録者数(人)	4	5	6	7	8	9	10 以上
補助金額(円)	21,000	22,500	24,000	25,500	27,000	28,500	30,000

(実績報告)

第6条 補助金を交付された「宅老所」は、年度末か1年以内の実績報告を証拠書類添付のうえ提出してください。様式は第3号です。

(補助金の返還)

第7条 補助金を受けた者が、災害などの特別な事由による場合を除き、補助金対象である事業を実施しなかったとき、または目的外に使用したときは、補助金を全額または、一部返還していただきます。

(その他)

第8条 第2条の補助金対象や第4条の家に閉じこもりがちになっている高齢者などの判断が困難な場合も予想されますが、良識を持って判断してください。

2 宅老所を開設する場所について規制はありません。公私の施設、また参加者の持ち回りでもかまいません。

(附則)

この要綱は、平成13年7月1日から実施します。

この要綱は、平成18年1月1日から実施します。

この要綱は、平成20年7月1日から実施します。

この要綱は、平成22年7月1日から実施します。

この要綱は、平成26年11月1日から実施します。